

個 別 施 設 計 画

【 道 路 防 護 柵 】

大河原町 地域整備課

目 次

1. 対象施設及び附属物の現状

2. 附属物の維持管理の基本的な考え方

2.1 附属物管理の基本方針

2.2 管理施設の分類

2.3 点検方法・点検頻度

3. 計画期間

4. 対策の優先順位（補修計画の方針）

5. 対策費用

6. 附属物の状態、対策内容、実施時期

6.1 点検結果

6.2 対策内容と実施時期

7. 記録

1. 対象施設及び附属物の現状

- ・この施設計画の対象とする附属物は、道路法第2条第2項に基づく道路附属物のうち、道路防護柵を対象とする。

大河原町が管理する道路防護柵は、平成30年4月現在で9,034mであります。（※独立専用自歩道は除く）

管理延長と対象施設延長

道路区分	管理路線数	管理延長	対象道路 防護柵延長
1級町道	16	25,272m	650m
2級町道	15	14,537m	407m
その他町道	707	188,656m	7,977m
合 計	738	228,465m	9,034m

2. 附属物の維持管理の基本的な考え方

2.1 附属物管理の基本方針

道路附属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指す。

2.2 管理施設の分類

- ・附属物に生じる事象の区分に応じて分類

代表的な附属物の種類		区 分	事 象
防護柵	車両用防護柵、横断防止柵、転落防止柵	主に路側式の附属物 (以下「路側式」)	転倒事象の恐れがある附属物

2.3 点検方法・点検頻度

・防護柵

区分	点検方法	点検頻度
路側式	巡視の機会を通じた状況把握	

定期的な道路巡視により点検を実施する(毎年1度 詳細点検)

3. 計画期間

- ・当該個別施設計画の計画期間は、5年とする

4. 対策の優先順位（補修計画の方針）

- ・第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し修繕や交換の優先順位を決定する

5. 対策費用

- ・計画期間に要する対策費用の概算額や今後の投資計画等を整理する

6. 附属物の状態、対策内容、実施時期

6.1 点検結果

- ・平成29年度に定期道路巡視による点検結果は次のとおりです。

種類	区分	対策不要	要対策
道路防護柵	路側式	8,221m	1,371m

6.2 対策内容と実施時期

■措置が必要な箇所一覧

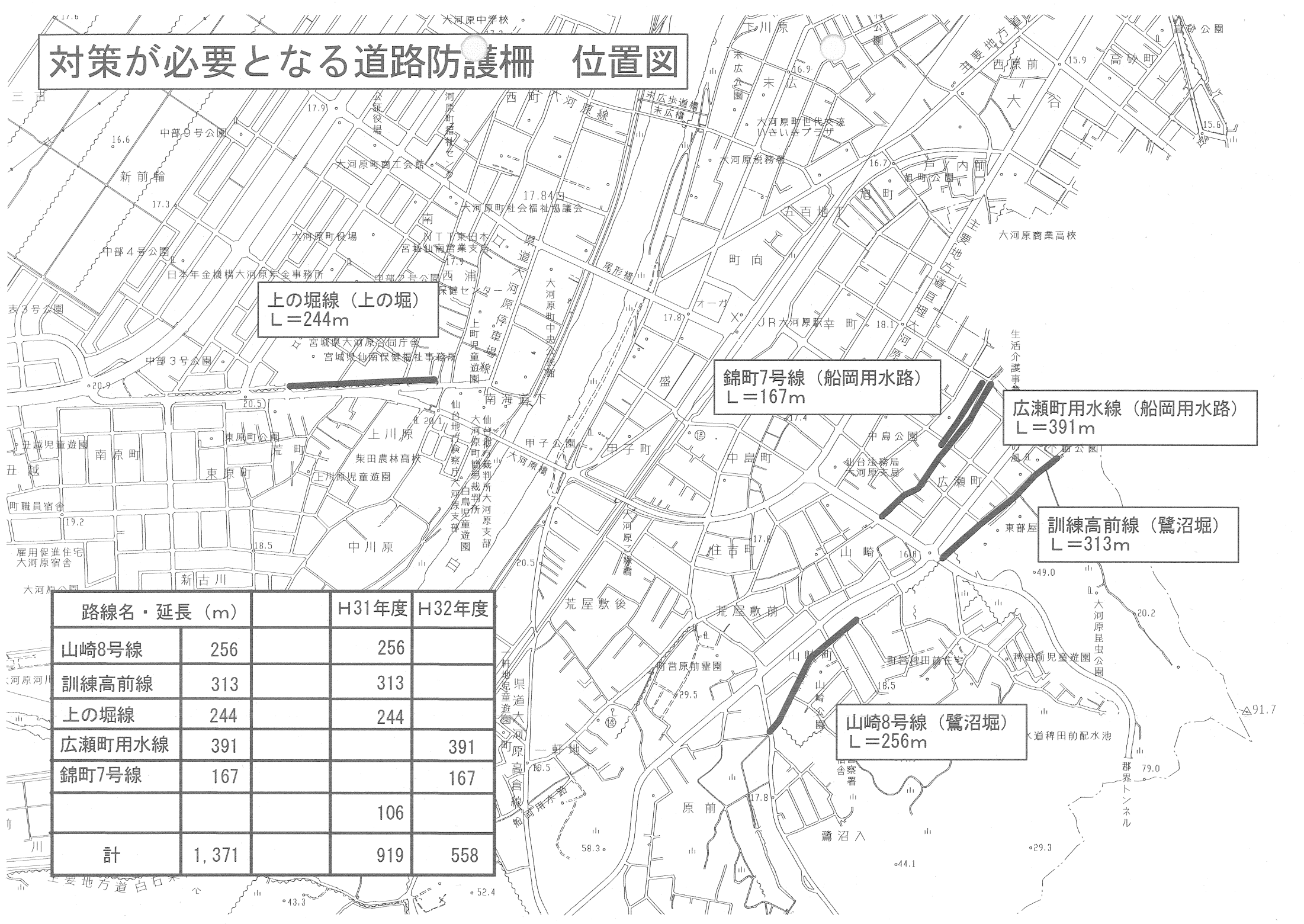
番号	種類	区分	路線名	場所	措置延長	対策要否	措置内容及び対策費用	措置実施時期
①	ガードフェンス	路側式	山崎8号線	山崎町地先	256m	要	撤去・更新 (ガードパイプ) 560万円	平成31年
②	ガードフェンス	路側式	訓練高前線	大谷字山下地先	313m	要	撤去・更新 (ガードパイプ) 680万円	平成31年
③	ガードフェンス	路側式	上の堀線	字南地先	244m	要	撤去・更新 (ガードパイプ) 540万円	平成31年
④	ガードフェンス	路側式	広瀬町用水線	字広瀬町地先	391m	要	撤去・更新 (ガードパイプ) 840万円	平成32年
⑤	ガードフェンス	路側式	錦町7号線	字錦町地先	167m	要	撤去・更新 (ガードパイプ) 360万円	平成32年

対策費用計 2,980万円

7. 記録

- ・点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管する

対策が必要となる道路防護柵 位置図



路線名・延長 (m)		H31年度	H32年度
山崎8号線	256	256	
訓練高前線	313	313	
上の堀線	244	244	
広瀬町用水線	391		391
錦町7号線	167		167
		106	
計	1,371	919	558